

# 北海道道州制特別区域計画の変更（骨子）

## 1 計画変更の趣旨

- 道州制特区は、道州制を展望して、国から道への権限移譲等を先行的・モデル的に積み重ね、北海道の活性化や道民生活の向上などにつなげるものです。
- 道州制特区を進めるため、平成18年に道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（「道州制特区推進法」）が制定されました。この法律により、4項目の事務と4項目の事業が国から道へ移譲されることとなりました。
- この移譲される事業のうち、1項目の事業（民有林直轄治山事業）が既に平成19年4月から移譲され、3項目の事業については、平成22年度以降に道に移譲されることとなっています。
- この3項目の事業については、平成21年5月22日に国土交通大臣告示により国から道への移譲に必要な指定が行われました。
- 今回の北海道道州制特別区域計画の変更は、3項目の事業についての国土交通大臣告示を受けて、具体的な事業箇所等を当該計画に追加しようとするものです。
- なお、当該計画の変更については、今後、本件に係る市町村意見や道民意見を踏まえて北海道議会に議案を提案し、審議される予定です。

## 2 計画変更の概要

- 北海道道州制特別区域計画の変更の概要は、次のとおりです。

「4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業」の（2）において平成22年度以降に道が実施することとされている直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業、二級河川に係る直轄事業について、それぞれの現状、事業の内容、事業の実施体制、広域的施策との関係、期待される効果を計画に登載します。

- 移譲される事業の概要  
1 直轄通常砂防事業の一部

| 地区名      | 関係市町村 | 関係支庁 |
|----------|-------|------|
| 石狩川水系豊平川 | 札幌市   | 石狩   |
| 十勝川水系札内川 | 帯広市   | 十勝   |

## 2 開発道路に係る直轄事業

| 路線名    | 関係市町村   | 関係支庁 |
|--------|---------|------|
| 美唄富良野線 | 美唄市、芦別市 | 空知   |
| 名寄遠別線  | 遠別町     | 留萌   |
| 北檜山大成線 | せたな町    | 檜山   |
| 北進平取線  | 厚真町     | 胆振   |
| 富良野上川線 | 東川町、美瑛町 | 上川   |

## 3 二級河川に係る直轄事業

| 地区名 | 関係市町村    | 関係支庁 |
|-----|----------|------|
| 声問川 | 稚内市      | 宗谷   |
| 標津川 | 標津町、中標津町 | 根室   |

## ○ 直轄通常砂防事業の一部

### 【特例措置の内容】

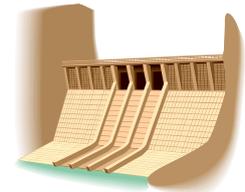
砂防事業については、高度な技術を要する、あるいは、工事費が多額であるなど、一定の条件に該当する場合には、国が直接実施していますが、推進法施行後は、その一部を道が実施します。なお、道への移譲にあたっての財源は、新設される事項別の交付金である「特定砂防工事交付金」として措置されます。

※1 推進法により移譲対象となるのは、直轄砂防事業のうち、火山砂防事業(十勝岳、樽前山)を除いたものです。

※2 国から移譲される具体の事業箇所については、国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定することとされています。

◇ 参考(事業実施箇所)

| 地区名      | 関係市町村 | 支庁 |
|----------|-------|----|
| 石狩川水系豊平川 | 札幌市   | 石狩 |
| 十勝川水系札内川 | 帯広市   | 十勝 |



### 【期待される効果】

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防施設の管理を含め、計画的、一体的に整備することが可能となります。また、財源が道の裁量性が高まる形で交付金として措置されることにより、地域の実情に応じて事業を実施することが可能となります。

## ○ 開発道路に係る直轄事業(平成22年度以降移譲予定)

### 【特例措置の内容】

これまで国が実施していた開発道路の改築工事を、推進法施行後は、道が実施します。なお、道への移譲にあたっての財源は、新設される事項別の交付金である「特定道路事業交付金」として措置されます。

※1 「開発道路」～国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国(北海道開発局)が行う制度

※2 国から移譲される具体の事業箇所については、国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定することとされています。

◇ 参考(事業実施箇所)

| 路線名    | 関係市町村名  | 支庁 | 路線名    | 関係市町村名  | 支庁 |
|--------|---------|----|--------|---------|----|
| 美唄富良野線 | 美唄市、芦別市 | 空知 | 北進平取線  | 厚真町     | 胆振 |
| 名寄遠別線  | 遠別町     | 留萌 | 富良野上川線 | 東川町、美瑛町 | 上川 |
| 北檜山大成線 | せたな町    | 檜山 |        |         |    |

### 【期待される効果】

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することができるようになります。また、財源が道の裁量性が高まる形で交付金として措置されることにより、地域の実情に応じて事業を実施することが可能となります。



## ○ 二級河川に係る直轄事業(平成22年度以降移譲予定)

### 【特例措置の内容】

これまで国が実施していた二級指定河川の改良工事を、推進法施行後は、道が実施します。なお、道への移譲にあたっての財源は、新設される事項別の交付金である「特定河川改良工事交付金」として措置されます。

※1 「二級指定河川」～国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の二級河川において、改良工事、維持修繕などを本来の河川管理者に代わって国(北海道開発局)が行う制度

※2 国から移譲される具体の事業箇所については、国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定することとされています。

#### ◇ 参考(事業実施箇所)

| 地区名 | 関係市町村    | 支庁 |
|-----|----------|----|
| 声問川 | 稚内市      | 宗谷 |
| 標津川 | 標津町、中標津町 | 根室 |



### 【期待される効果】

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外のエリア(道管理部分)と一体的に整備することができるようになります。また、財源が道の裁量性が高まる形で交付金として措置されることにより、地域の実情に応じて事業を実施することが可能となります。

○ 国土交通省告示第五百六十九号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第七条第二項  
第四号イ、ハ及びニの規定に基づく砂防設備、道道及び二級河川を次のように指定する。

平成二十一年五月二十二日

国土交通大臣 金子 一義

一 砂防設備

(一) 穴の川

平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の区域におけるえん堤工

(二) 野々沢川

昭和五十九年建設省告示第千七百七十五号で指定した第二号に掲げる土地の区域における床固工  
及び護岸工並びに昭和六十二年建設省告示第千二百二十四号で指定した第三号に掲げる土地の区  
域における床固工及び護岸工

(三) 戸蔦別川支流岩内川

昭和四十一年建設省告示第三千二百二十号で指定した戸蔦別川支流岩内川に掲げる土地の区域に

おけるえん堤工

(四) 岩内川

昭和四十三年建設省告示第千二百九十七号で指定した第十四号に掲げる土地の区域及び昭和四十六年建設省告示第千二百二十九号で指定した第二十七号に掲げる土地の区域（昭和六十三年建設省告示第千百十四号で告示した土地の区域を除く。）におけるえん堤工

二 道道

路 線 名 指 定 す る 区 間

美唄富良野線

美唄市道有林空知管理区五二林班五四小班から芦別市幌子国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署四三〇七林班る小班まで

名寄遠別線

天塩郡遠別町字正修国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署一〇六一林班は小班から同町字正修国有林留萌森林計画区留萌北部森林管理署一〇七五林班二小班まで

北檜山大成線

久遠郡せたな町北檜山区新成国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署五四〇八林班る小班から同町大成区太田一二二番一地先まで

北進平取線

勇払郡厚真町字幌内二八八番二から同町字幌内一番三まで

富良野上川線

上川郡美瑛町字ウバクベツ二番四四三から同郡東川町道有林上川南部管理

区一〇四林班四二小班まで

三 二級河川

標津川、武佐川、シユラ川、ウラツプ川、標津共成川、声間川、タツニウシユナイ川及びパンケシユプナイ川（昭和四十七年建設省告示第八百八十三号で指定した区間に限る。）